IFRIC活動状況報告 (2008年11月~2009年1月)

国際会計基準審議会(IASB)実務研究員 大木 正志

はじめに

2008年11月から2009年1月までの 国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 会議及びIFRIC関連プロジェ クトについて活動状況を報告する。 IFRICの2008年11月会議が、2008年 11月6日にロンドンのIASB本部で 行われた。近年公表されていた解釈 指針案について順調に再審議が終了 したことなどから、2009年1月会議 はキャンセルされた。次回の会議は 2009年3月に開催が予定されている。

2008年11月会議では、①解釈指針 案第24号「顧客からの拠出」、② REACH規則コンプライアンスコス ト、③顧客関連無形資産、④IFRIC 第14号「IAS第19号-給付建資産の 上限、最低積立要件及びそれらの相 互関係」 - 最低積立要件における任 意前払拠出金、⑤アジェンダ項目決 定、⑥アジェンダ項目仮決定、⑦そ の他検討中の項目、について審議が 行われた。

本稿では、これらのうち、①から ③及び⑤、⑥の一部に関する議論の 内容を紹介する。また、2008年12月 及び2009年1月のボード会議におけ

る、これらIFRIC関連プロジェクト の進展状況を適宜報告する。

筆者はIASBの研究員(テクニカ ルスタッフ)として主にIFRIC関連 のプロジェクトに従事している。文 中の意見にわたる部分は筆者の見解 であることをあらかじめお断りして おく。

2008年11月会議の特徴

- 解釈指針案第24号が最終合意に 至った。
- IAS第38号に関連する実務的論 点が多い(REACH規則、顧客関連 無形資産、規制資産負債)。
- 金融商品に関連する実務的論点 が多い(譲渡制限有価証券評価、 プッタブル金融商品、活発でない 市場での金融商品評価)。
- 電気ガス等の規制業界に関連す る重要テーマが多い(解釈指針案 第24号、規制資産負債)。

なお、解釈指針案第24号は、2009 年1月に解釈指針第18号として公表 された。規制資産負債(Regulatory Assets and Liabilities) は、2008年11 月のSAC会議及び2008年12月のボー ド会議で新規ボード・プロジェクト

「規制料率活動(Rate-regulated activities)」として承認された。

解釈指針案第24号 「顧客からの拠出」

IFRICは2008年11月会議で、解釈 指針案第24号に関する再審議を終了 した。IFRICは、2008年7月と2008 年9月の会議で仮合意した見解に基 づき、スタッフが用意した解釈指針 の改訂草案と結論の根拠、設例につ いて検討をした。特に、最後の焦点 となっていた、資産認識と収益認識 についてテクニカルな検討を行った。

解釈指針案第24号は、企業 (例え ば、電気事業者など)が有形固定資 産(例えば、変電所)を顧客(例え ば、不動産開発事業者) から譲受し て、その見返りに財貨サービス(例 えば、電気)の供給に必要なネット ワーク(例えば、電力網)へのアク セスを顧客に与える場面において、 企業サイドに適用される解釈指針で ある。プリンシプルベースのIFRSs ゆえ、業種は問わないことに注意が 必要である。主な論点は下記のとお りである。

顧客から譲受した資産を譲受企 業は資産として認識すべきか、認 識する場合に当初測定はいかにすべきか。

- 譲受資産が公正価値で当初認識 される場合、貸方側の処理をどの ようにするか。
- 有形固定資産の取得に充てるために現金を受領する場合、どのように会計処理するか。

(1) 解釈指針のタイトル

IFRICは、法的管轄によっては、 contributionは交換取引ではなく、 片務的取引(例えば、寄付行為)を 意味するおそれがあることを認識し た。この解釈指針は、企業が顧客か ら資産を一方的に譲受する取引を想 定しているのではなく、資産譲受の 対価として企業が何らかのサービス を提供する交換取引を想定している。 また、国によっては翻訳が困難な場 合があることから、IFRICはcontributionに替えて、transferという用 語を用いることとした。その結果、 タイトルが解釈指針X号「顧客から の資産の譲渡 (Transfer of assets from customers)」という名称に変 更された。

(2) 誰が資産を支配するのか

解釈指針案第24号では、資産認識を決定するステップとして複数のステップが要求されていた。例えば、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」及びIAS第17号「リース」についても検討対象に含まれていた。再協議の結果、IFRICはステップを簡素化することとし、誰が資産を支配しているかについて焦点を当てた。IFRICは、ガイダンスはフレームワークに規定される資産の定義のみに基づくべきと結論した。IFRICは、スタッフが用意した下記文案を支持した。

「企業が有形固定資産を顧客から

譲渡(transfer)により取得する場 合、企業は譲受した対象物がフレー ムワークに定める資産の定義を満た すか否かを検討しなければならない。 フレームワーク第49(a)項は、「資産 とは、過去の事象の結果として当該 企業が支配し、かつ、将来の経済的 便益が当該企業に流入することが期 待される資源をいう」としている。 通常、企業は有形固定資産の譲受対 象物について所有権を有することに なると考えられる。しかしながら、 資産の存在を決定するに当たり、所 有権は決定的な要件にならない。し たがって、顧客が譲渡物件を支配し 続ける場合、譲渡の事実にかかわら ず、譲受企業において資産の定義は 満たされないことになる。

譲受した有形固定資産を支配する 企業が、一般的に、当該資産を意の ままにすることができる。例えば、 資産を支配する企業は、他の資産と の交換、財貨・サービスを生産する 活動への投入、代金を対価とする他 者への使用供与、負債決済手段とし ての使用、株主に対する分配など、 自由に資産を使用することができる」

IFRICは、このガイダンスが解釈 指針案第24号の提案よりも明確であ ると結論し、スタッフに対して最終 解釈指針の修正を指示した。

(3) 収益認識

IAS第18号第13項は、単一取引に含まれる個別識別可能構成部分ごとに収益認識することを求めている。IFRICは、IAS第18号第13項に従って、資産譲受の対価として提供されるサービスが実質的に何であるかを識別して収益認識することを決定した。IFRICは、審議の結果を受けて、スタッフに対して最終解釈指針の修正を指示した。

(4) その他

IFRICは、スタッフに対して、顧客の定義を明確化するよう求めるとともに、契約上の複数の当事者によって供給されるさまざまなサービスの性質を明確化するよう求めた。

例えば:

- ・ 顧客はネットワーク企業以外の 供給業者より電気供給を受領する 選択権を有している場合、本解釈 指針が、有形固定資産の譲受人た るネットワーク企業に適用される こと、また、受領したサービスは 電気の供給を受けるためのネット ワーク(電力網)利用であること を明確にすべきとした。
- ・ 建設中の住宅ユニットの用に供するために変電所が不動産開発業者から電力会社に譲渡される場合、住宅所有者は変電所の譲渡人ではないが電力網の最終利用者である。このような場合、最終解釈指針は、不動産開発業者が資産を譲渡する「顧客」であることを明示すべきとした。

(5) 投票

IFRICは、再審議中に解釈指針案に加えてきた変更が、IFRICデュープロセスハンドブックに要求される再公開(re-exposure)が必要な程度であるかを検討した。IFRICは収益認識に関する変更点が顕著(significant)であることを理由に、コメンテーターの便宜を考慮してNear-final draft¹を通常よりも長い期間ウェブサイト上で公開することとした。

IFRICは、解釈指針は、最終解釈指針の発行から3か月後に生じる譲渡取引から将来的に(Prospectively)適用されるとした。最終的に、IFRICはミーティングの場で投票し、ドラフト変更点に対する最終確認を条件

として、コンセンサスを確認した。

本解釈指針は2009年1月ボード会 議にて承認された後、IFRIC第18号 「顧客からの資産の譲渡 (Transfer of assets from customers)」として公 表された。IFRIC第18号の内容及び 背景について、本誌にて別途解説す る予定である。

REACH規則 コンプライアンスコスト

IFRICは、欧州規制 (European Regulation)の要求に従い発生する 法令遵守コスト(主に登録費用や登 録に伴う実験費用など)についてガ イダンスを提供するべく、アジェン ダ項目に当該論点を追加するようリ クエストを受けた。この規則は、 Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (化学物質に関する登録、評価、承 認及び制限)という規則名の頭文字 を取って、REACH (リーチ) と呼 ばれている。2008年7月の会議にお いて、IFRICは本論点をアジェンダ 項目として仮決定した。IFRICは、 ヨーロッパ以外の法的管轄において も同様の化学物質規制導入が検討さ れていることから、特定の国・地域 の法規制ではなく、広く一般的な原 則に基づいて論点を分析することを 決定した。2008年11月会議において、 当該論点がIFRICのアジェンダ対象 となるか、それぞれのアジェンダ要 件を検討した。そのため、IFRICは 下記について検討した。

(1) 新規制の主な特徴

REACH規則により、今後EU域内 市場にて、規制対象となる化学物質 を用いた製品を販売又は製造する企 業は、事前に当局に当該化学物質の 安全性に関する登録をする必要があ

る。新規制の特徴として下記の点が 検討された。

- ・ REACH規則は自己責任の概念 に基づく制度である。政府又は当 局ではなく、企業自らが化学物質 の安全性を証明する制度であり、 従来の制度と比べて安全性の挙証 義務が当局から企業に転嫁される こととなる。
- 企業は、当局へ支払う登録費用 のほか、化学物質の安全性を立証 するための実験費用を負担する。 実験結果を他社(先に登録済みの 企業) から購入する、若しくは共 同で届出をする場合には実験費用 を共有することもある。
- 事前に登録をしない限り、企業 は市場で販売・製造活動ができな
- これから上市する新規の物質 (new substances) だけでなく、既 に上市されている既存の物質(existing substances) も登録対象と なる。

(2) 会計基準と実務

IFRS、米国基準ともに直接的な ガイダンスはない。あえていえば、 IFRIC第6号が、EU指令による電気・ 電子機器廃棄費用に関する負債認識 ガイダンスを提供している程度であ る。欧州主要化学企業の開示実務に ついて簡易調査をしたが、会計方針 の開示例は見当たらなかった。

(3) 会計上の論点とIFRSにおける 会計処理の複数の見解

会計上の論点として、主に下記の 点が指摘された。

- コンプライアンスコストはIAS 第38号に定める資産認識要件を満 たすか。
- IAS第37号に基づき、将来発生 が予想されるコンプライアンスコ

ストを負債認識すべきか。

主要会計事務所の社内ガイダンス を調査したところ、前者の問題につ いては、おおむねIAS第38号による 資産認識を認めていた。ただし、新 規物質の取扱いと既存物質の取扱い で若干の差異が認められた。後者の 問題については、負債認識不要でほ ぼ一致していた。

IFRICは、当該論点をアジェンダ 項目とすべきかについて最終決定し なかった。新化学物質規制には解釈 指針が必要になるほどのユニークな 特徴があるかについて、更に検討を 続けることとした。化学物質の登録 によって、企業はどのような権利 (Rights) を獲得できるのかについ て追及することになった。この調査 が、プロジェクトスコープ決定とア ジェンダ決定に役立つとされた。

顧客関連無形資産

IFRICは、契約によらない顧客関 係 (non-contractual customer relationship) が企業結合で生じる状況 についてガイダンスを提供するよう リクエストを受けた。IFRS第3号 企業結合(2008年改正)は、買収企 業がのれんとは別個に認識可能な無 形資産を認識することを求めている。 無形資産は、IAS第38号無形資産に 定める契約・法的要件 (contractual-legal criterion) 若しくは識別可 能要件 (identifiable criterion) を満 たした場合に認識可能である。IAS 第38号の契約・法的要件を満たすこ とから、契約による顧客関係 (contractual customer relationship) は常 にのれんとは別個に認識される。し かしながら、契約によらない顧客関 係がのれんとは別個に認識されるの

は、識別可能要件を満たした場合だけである。

IFRS用語集は契約(contract)を 定義している。IFRS第3号の適用 ガイダンス第B31-B40項は、無形 資産の認識に関するガイダンスを提 供しており、無形資産が契約・法的 要件若しくは識別可能要件のいずれ に基づくものであるかを示している。 IFRS第3号IE28項は、企業顧客間 の顧客関係の存在を特定する指標を 提供している。また、同項は、顧客 関係が営業サービス部門代表者によ る顧客との通常の接触など契約以外 の手段を通じても生じるとしている。

顧客関係の構築方法は、顧客関係存在の特定には役立つが、買収企業が無形資産の認識を決定する上で第一義的な根拠とすべきではないと、IFRICは結論した。IFRICは、IE28項に規定する要件²が無形資産認識の際に、より一層考慮されるべきとした。顧客関係の存在と顧客の購買履歴に関する情報は、顧客関係無形資産の評価には役立つが、無形資産認識の有無を決定付けるべきではないとした。

IFRICは、IFRS第3号のガイダンスに基づいて解釈指針を作成することはできないと判断した。

本論点に関して広い混乱が実務上 観察されることから、IFRICはIASB とFASBが解決すべきと判断した。 IFRICはIFRS第3号を下記のように 見直し、改訂することを推奨している。

- ・ 「契約上の顧客関連無形資産」 と「契約によらない顧客関連無形 資産」との区別を企業結合基準か ら削除すること。
- ・ IFRS第3号IE28項に定める顧 客関係の存在を特定する指標を見 直すとともに、これらを基準の中

に含めること。

ボードは、12月のボード会議にて IFRICの提案を検討することを仮決 定した。

7 アジェンダ項目決定

下記の論点については、IFRICで 検討されるべきアジェンダ項目では ないことが決定された。

- IAS第39号 金融商品:認識と 測定-譲渡制限ある有価証券の評価(Valuation of restricted securities)
- IFRIC第14号「IAS第19号 給付建資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」 安定的雇用の前提(Stable workforce assumption)

上記のうち、IAS第39号 金融商品:認識と測定 制限ある有価証券の評価(Valuation of restricted securities)を紹介する。IFRICは、活発な市場で公正価値が形成されている有価証券について、契約及び法的規制により一定期間、有価証券の売却が制限されている証券保有者は、市場価格から一定額を割り引いて当該有価証券を評価すべきかについてガイダンスを要求された。

前回のIFRIC会議でのアジェンダ 仮決定に対するコメントを中心に議 論が行われた。コメンテーターの指 摘は下記のとおりである。

- ・ 譲渡制限は、当該有価証券に関連するのか、特定の保有者に関連するのか、について実務上解釈に幅がある。前者の例は、新規株式公開時における一定期間の譲渡制限である。
- ・ 有価証券の公正価値自体を調整 するのか、それとも有価証券の公

- 正価値を直接調整するのではなく 別個に割引額を負債計上するのか、 についても実務がまちまちである。
- IFRS第2号とIAS第39号の間に 不整合がある。IFRS第2号には、 オプション評価に流動性リスクを 考慮するとする条文が存在するこ とから(IG Example 11)、譲渡制限 有価証券の評価に際して割引をす ると読むことができる一方、IAS 第39号にはこのような規定がない。 IFRICは、提供されるであろうガ イダンスは、解釈というよりは適用 ガイダンスの性質を有すと考えられ ることから、現在ボードで進行中の 公正価値測定プロジェクトで追加ガ イダンスを提供することが適当と判 断した。したがって、IFRICは本論 点をアジェンダ項目に追加しないこ とを最終決定した。

7 アジェンダ項目仮決定

IFRICは、下記の論点についてアジェンダ項目の仮決定をした。2008年12月15日を期限としてコメントを募集した。2009年1月のIFRIC会議がキャンセルとなったため、2009年3月のIFRIC会議にてコメント分析とアジェンダ項目最終決定を実施する予定である。

- IAS第28号関連会社に対する投資-IFRS第3号企業結合(2008年改訂)とIAS第27号連結及び個別財務諸表(2008年改訂)が持分法に与える影響
- IAS第32号金融商品:表示ープッタブル金融商品及び永久金融商品分類 (Classification of puttable and perpetual instruments)
- IAS第37号引当金、偶発債務及 び偶発資産/IAS第38号無形資産-

規制資産と負債 (Regulatory assets and liabilities)

- IAS第39号金融商品:認識と測 定-認識の中止 (Derecognition)
- IAS第39号金融商品:認識と測 定一活発でない市場における金融 商品の公正価値測定:割引率の決 定 (Fair value measurements of financial instruments in inactive markets: determining the discount rate)

上記のうち、規制資産負債(Regulatory assets and liabilities) につい て紹介する。

IFRICは、規制産業に属する企業 が、監督官庁又は政府による料率規 制 (rate regulation) の結果、資産 又は負債を認識できるかについて質 間を受けた。2008年11月会議で、 IFRICは、まず背景となる情報を詳 細に検討した。

(1) 料率規制とは何か

電気・ガス業界などの公共性の高 い規制産業においては、政府によっ て認められた料率(Rateという)を 顧客に課金する。料率決定方法は各 国さまざまであるが、代表的な例と して、コストオブサービス法(Cost of service) 若しくはプライスキャッ プ法(Price Cap)がある。前者は、 コスト予算額にマージンを乗せて料 率を決定する方法である。実際発生 コストをみて、翌期の料率を調整す る。後者は、料率に各期上限を設け る方法である。この場合、実際発生 コストが料率を超える場合、コスト 回収ができないリスクがある。

(2) 関連する会計基準と会計実務

米国会計基準SFAS第71号は、コ ストオブサービス法における規制資 産負債の認識を認めている。実際発 生コストが料率を上回った場合(す

なわち赤字の場合)、規制によって 超過コストを将来回収できることが 保証されれば資産認識できる(規制 資産の認識を認めている)。逆に、 発生コストが過小な場合、超過利益 が将来発生するコストに充当される と考えられれば、当該金額を負債認識 する (規制負債の認識を認めている)。

IFRSでは規制資産負債に関する 会計基準はないが、主要会計事務所 のファームガイダンスが金融資産負 債の定義を満たさない限り規制資産 負債認識を認めないことで一致して いることから、実務において実務上 のばらつき (divergence in practice) は見受けられないようである。

(3) 想定されるIFRSでの取扱い

IFRICは下記の点について議論し た。委員により見解は異なった。

- IAS第38号に定める無形資産認 識要件(識別可能性identifiable、 支配control, 将来の経済便益future economic benefits) 若しくは IFRIC第12号サービス譲与契約に 定める無形資産認識要件(公共施 設利用に対する課金権)を満たす
- IAS第32号に定める金融資産負 債認識要件を満たすか。
- IAS第37号に定める負債認識要 件を満たすか。

IFRICは、アジェンダ基準を満 たすかについて検討した。

- 料率規制は広く影響のある論点 であり、規制業種に属する企業の 経済環境に与える影響は甚大である。
- 実務において実務上のばらつき (divergence in practice) は見受け られないようである。
- この論点を解決するためには、 フレームワークに規定する資産・ 負債の定義を検討するとともに、

フレームワークと1つ又は複数の IFRSとの相互関係を検討するこ とが必要である。

本論点は、現在進行中のボードプ ロジェクトで特段検討されていない ものの、複数のプロジェクトに関連 する。IFRICは、主に実務での取扱 いがまちまちではないことを理由に、 アジェンダ基準を満たさないと仮決 定した。

当該論点は、2008年11月のSAC会 議及び2008年12月のボード会議で新 規ボード・プロジェクト (規制料率 活動 (Rate-regulated activities)) と して承認された。スタッフによるプ ロジェクト提案によれば、ボードは 2009年内に公開草案を公表するとし ている。

〈注〉

- 1 Near-final draftとは、IFRICミー ティングで承認された解釈指針ド ラフトのことをいい、ボードの最 終承認を受ける前に一般に公開さ れる。ただし、デュープロセス上 強制されているわけではない。
- 2 IFRS第3号IE28項は、「顧客と の関係は、(a)企業が顧客に関する 情報を有しており、顧客との日常 的な接触がある場合、(b)顧客が企 業と直接の接触ができる場合、企 業と顧客の間に存在する。顧客と の関係は、取得日に契約が存在す るか否かにかかわらず、企業が顧 客との間に契約を締結する慣行が あれば、無形資産としての識別に 適用される契約上の権利又はその 他の法的な権利の要件を満たす。 顧客との関係は、販売部門若しく はサービス部門の代表者による日 常的な接触など契約以外の手段を 通じても生じる。」としている。